

2. 各発電所の特記事項（平成 30 年 1 月 5 日時点）

(1) 運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀 2 号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止 (H23. 5. 7 17:00)、原子炉停止 (H23. 5. 7 20:00) 第 18 回定期検査中 (H23. 8. 29 ~ 未定)
美浜 3 号機	第 25 回定期検査中 (H23. 5. 14 ~ 未定) ・発電停止 (H23. 5. 14 11:00)、原子炉停止 (H23. 5. 14 12:59) ○保温材運搬作業における協力会社作業員の負傷について ・平成 29 年 12 月 12 日、美浜発電所 2 号機のタービン建屋 3 階において、協力会社作業員が、保温材を仮置場から、運搬用シートの上に運んだ後、仮置場に戻ろうとしたところ、床に置かれていたシート吊上げ用のワイヤーロープに足が引っかかり転倒し、負傷した。 ・原因は、被災者が、ワイヤーロープを跨ぐ経路で移動しており、同ロープに足が引っかかり転倒したものと推定された。 ・対策として、ワイヤーロープが置かれたエリアにカラーコーン等を配置し、同ロープを跨ぐ経路で移動できないようにすることを作業要領書に明記するとともに、協力会社に周知徹底した。
大飯 1 号機	第 24 回定期検査中 (H22. 12. 10 ~ 未定) ・発電停止 (H22. 12. 10 10:00)、原子炉停止 (H22. 12. 10 11:25) ・原子炉起動 (H23. 3. 10 19:00)、臨界 (H23. 3. 11 0:40) ・調整運転開始 (H23. 3. 13 11:00) ○C-蓄圧タンク圧力低下 ・発電停止 (H23. 7. 16 19:48)、原子炉停止 (H23. 7. 16 20:53)
大飯 2 号機	第 24 回定期検査中 (H23. 12. 16 ~ 未定) ・発電停止 (H23. 12. 16 16:00)、原子炉停止 (H23. 12. 16 18:35)
大飯 3 号機	第 16 回定期検査中 (H25. 9. 2 ~ 未定) ・発電停止 (H25. 9. 2 23:00)、原子炉停止 (H25. 9. 3 1:06)
大飯 4 号機	第 15 回定期検査中 (H25. 9. 15 ~ 未定) ・発電停止 (H25. 9. 15 23:00)、原子炉停止 (H25. 9. 16 1:33)
高浜 1 号機	第 27 回定期検査中 (H23. 1. 10 ~ 未定) ・発電停止 (H23. 1. 10 10:03)、原子炉停止 (H23. 1. 10 12:20)
高浜 2 号機	第 27 回定期検査中 (H23. 11. 25 ~ 未定) ・発電停止 (H23. 11. 25 23:02)、原子炉停止 (H23. 11. 26 2:26)

(2) 建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	・設備保全対策 (H24. 4. 2 ~)

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	廃止措置中 (H20. 2. 12 ~) ・A 復水器および湿分分離器の解体撤去作業実施中 (H29. 4. 3 ~) ・原子炉建屋機器および原子炉補助建屋機器のトリチウム除去作業実施中 (H29. 9. 19 ~) ・A ディーゼル発電機室換気系および消音器の解体撤去作業実施中 (H29. 11. 6 ~) 第 30 回定期検査中 (H29. 9. 1 ~ H29. 12 月末頃予定)
敦賀 1 号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~) 第 1 回施設定期検査中 (H29. 12. 1 ~ H30. 3 月上旬頃予定)
美浜 1 号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~)
美浜 2 号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~) ・系統除染作業中 (H29. 5. 9 ~)

3. 原子力規制委員会への申請状況（平成 30 年 1 月 5 日時点）

(1) 新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	2号機	原子炉設置変更許可		H27. 11. 5	-	-
		工事計画認可		-	-	-
		保安規定変更認可		H27. 11. 5	-	-
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可		H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可		H27. 3. 17	-	-
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18, H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可		H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{*1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26, H29. 6. 26, H29. 7. 18, H29. 8. 15	H29. 8. 25
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10, H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可		H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可		-	-	-
	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	3号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{*2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{*2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
保安規定変更認可		H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9		

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

特定重大事故等対処施設の設置[※]

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
高浜 3、4号機	原子炉設置変更許可			H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21
	工事計画認可			H29. 4. 26	-	-
高浜 1、2号機	原子炉設置変更許可			H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	-

※ 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設
本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年） [※]		H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）		H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年） [※]		H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）		H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 6. 13	H28. 6. 20

※ 原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

(3) 廃止措置に係る申請を行ったプラント

発電所	申請	申請日
もんじゅ	廃止措置計画認可	H29. 12. 6

4. 燃料輸送実績（平成 29 年 12 月 2 日～平成 30 年 1 月 5 日）

＜新燃料輸送＞

なし

＜使用済燃料輸送＞

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（平成 29 年 12 月 2 日～平成 30 年 1 月 5 日）

なし

平成29年度安全協定に基づく軽微な異常事象

美浜発電所2号機 保温材運搬作業における協力会社作業員の負傷について

- ・発生日：平成29年12月13日（異常事象に該当すると判断した日）
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：異常事象（第7条第10号「原子炉施設等において人に障害が発生したとき」）

【概要】

平成29年12月12日、美浜発電所2号機のタービン建屋3階において、協力会社作業員が、保温材を仮置場から、運搬用シートの上に運んだ後、仮置場に戻ろうとしたところ、床に置かれていたシート吊上げ用のワイヤーロープに足が引っかかり転倒し、負傷した。

原因は、被災者が、ワイヤーロープを跨ぐ経路で移動しており、同ロープに足が引っかかり転倒したものと推定された。

対策として、ワイヤーロープが置かれたエリアにカラーコーン等を配置し、同ロープを跨ぐ経路で移動できないようにすることを作業要領書に明記するとともに、協力会社に周知徹底した。

1. 発生状況

平成29年12月12日15時10分頃、美浜発電所2号機のタービン建屋3階※（非管理区域）において、協力会社作業員が、配管から取り外した金属保温材（以下、保温材）を運搬用シートの上に運び、次の保温材を取りに仮置場に戻ろうとしたところ、運搬用シートの両側に取付けられている吊上げ用のワイヤーロープに足が引っかかり転倒し、右足を負傷した。病院で診察を受けた結果、3ヶ月間の入院・加療が必要と診断された。

作業状況を確認したところ、被災者は、保温材の仮置場と運搬用シートを行き来しており、移動経路にはワイヤーロープが置かれた状態であったが、被災者は、ワイヤーロープが置かれていたことを意識することなく、同ロープを跨いで運搬作業を行っていた。

※美浜発電所3号機のアクセスルートに影響する2号機タービン建屋西側の一部を解体する工事を実施

2. 原因

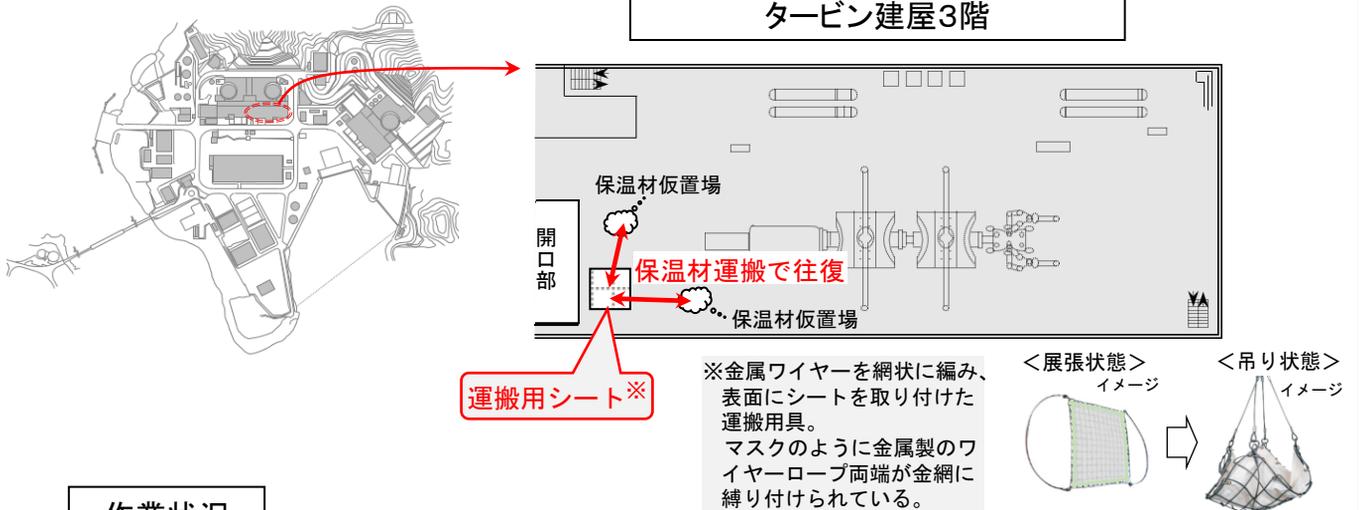
被災者が、ワイヤーロープを跨ぐ経路で移動しており、同ロープに足が引っかかり転倒したものと推定された。

3. 対策

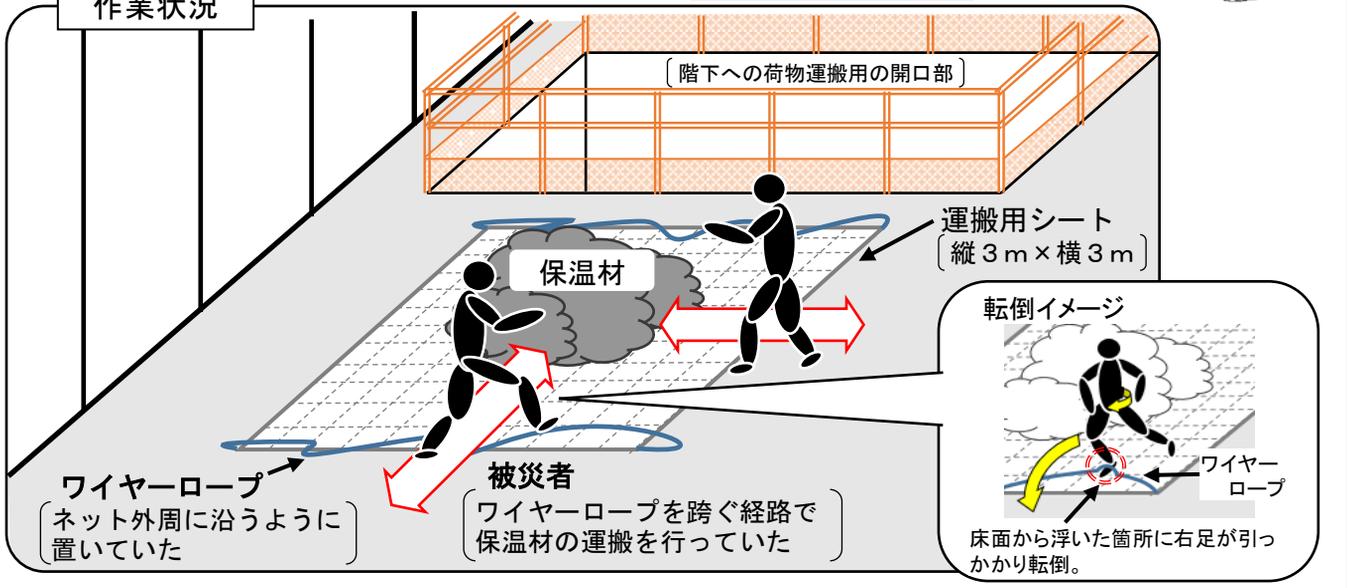
ワイヤーロープが置かれたエリアにカラーコーン等を配置し、同ロープを跨ぐ経路で移動できないようにすることを作業要領書に明記するとともに、協力会社に周知徹底した。

美浜発電所 2号機 保温材運搬作業における協力会社作業員の負傷について

現場状況図



作業状況

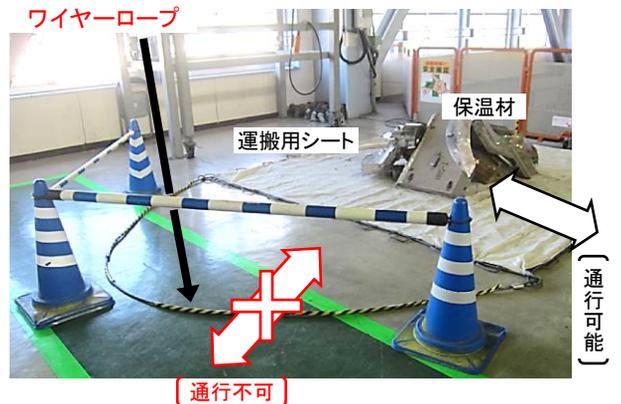


推定原因

ワイヤーロープを跨ぐ経路で移動しており、ワイヤーロープに足が引っかかり転倒したものと推定された。

対策

ワイヤーロープが置かれたエリアにカラーコーン等を配置し、ワイヤーロープを跨ぐ経路で移動できないようにすることを作業要領等に明記するとともに、協力会社に周知徹底した。



(参考)

1. 記者発表実績 (平成 29 年 12 月 2 日～平成 30 年 1 月 5 日)

年月日	番号	概要
H29. 12. 5	21	「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改訂および「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書」の締結について
H29. 12. 5	22	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の事前連絡について

2. 主な出来事 (平成 29 年 12 月 2 日～平成 30 年 1 月 5 日)

年月日	概要
H29. 12. 5	知事は、世耕経済産業大臣と面談し、11 月 27 日に大飯発電所 3、4 号機の再稼働に同意した旨を改めて伝えた。
H29. 12. 22	知事は、関西電力の岩根社長と面談し、大飯発電所 1、2 号機の廃止決定について説明を受けた。
H29. 12. 26	知事は、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会 (第 23 回) に委員として出席し、原子力に関して、長期的な視点に立った原子力政策の明確化、廃炉や使用済燃料対策への国の積極的関与、核燃料サイクルの総合的な計画の策定について意見を述べた。